

公告

次のとおり電子入札により条件付一般競争入札を行うので、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）第3条第1項の規定により公告する。

令和8年9月9日

大磯町長 池田 東一郎

1 入札に付する事項

「工事概要書」のとおり

2 入札参加資格

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ・ この公告の日（以下「公告日」という。）現在において、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ・ 「工事概要書」に記載されている入札参加要件を全て満たしていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 公告日からこの入札の日（以下「入札日」という。）までの期間において、大磯町又は神奈川県から指名停止を受けていないこと。
- ・ 公告日から入札日までの期間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。
- ・ 公告日から過去6か月の間に取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ・ 公告日から過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- ・ 建設業退職金共済事業、中小企業退職金共済事業、特定退職金共済団体若しくは建設業労働災害防止協会のいずれかに加入し、又は会社等内規による退職金制度を有していること。
- ・ 建設業法の適用を受ける建設工事の請負にあつては、発注工種に対する同法第26

条に規定する技術者を専任で現場に配置できること。

- ・ 当該年の直前1年の国税を滞納していないこと。
- ・ 当該年度の直前1年の地方税を滞納していないこと。
- ・ 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに規定する者又はこれらの者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ・ 引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ・ 建設業法の適用を受ける建設工事の請負にあつては、発注工種に対する同法第3条に規定する許可を有する者。
- ・ 建設業法の適用を受ける建設工事の請負にあつては、発注工種に対する同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。

3 入札参加資格確認申請

入札参加希望者は、「工事概要書」に記載している期限までに、かながわ電子入札共同システムにより競争入札参加資格確認申請をするとともに、提出書類がある場合、申請書に添付し、又は大磯町政策総務部財政課までFAX、若しくは郵送により提出するものとする。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、この入札に参加できないものとする。

- ・ この公告に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- ・ 虚偽の申請を行ったとき。

5 入札に必要な書類を示す日時、場所等

「工事概要書」のとおり。なお、入札参加資格の確認を受けた者で、当該設計図書等に対する質問がある者は、「工事概要書」に記載している期間内において電子メール(宛先:nyusatsu-q@town.oiso.kanagawa.jp)で提出するものとし、前述のアドレス以外へ提出又は当該期間を過ぎてから提出された質問については、当町は、一切回答しないものとする。

6 入札日時等に関する事項

(1) 入札執行の原則

- ・ この入札は、かながわ電子入札共同システムを利用して行う電子入札の方法により、電子入札運用基準の規定に基づき執行するものとする。
- ・ 必要な要件を満たしていない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札日時

「工事概要書」に記載のとおり

(3) 入札の方法

- ・ 入札書には、入札金額内訳書を添付して提出すること。
- ・ 入札金額内訳書の様式は、当町指定のものを使用すること。
- ・ 入札金額内訳書の添付が無い入札は、無効とする。
- ・ 入札の執行回数は、原則として1回とする。ただし、開札の結果、失格基準価格以上予定価格以下の入札がないときは、再度入札を1回行うものとする。
- ・ 再度入札を実施するときは、かながわ電子入札共同システムにより通知するものとする。
- ・ 1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(4) 入札の辞退

- ・ 入札を辞退するときは、入札書提出期限までに入札辞退届を提出すること。なお、入札辞退届の提出後、契約希望件数が変わるときは、直ちに新たな入札辞退届を提出すること。
- ・ 入札の辞退があった場合においては、開札予定時間の早い案件から順に落札決定し、落札件数が入札辞退届に記載された希望件数に達した後の入札について、辞退したものとして取り扱うものとし、辞退する案件を指定することはできない。ただし、再度入札になった案件については、開札予定時間にかかわらず辞退として取り扱うことがある。
- ・ 期限を過ぎて入札辞退届の提出があったときは、当該入札辞退届を受け付けないものとする。
- ・ 入札辞退届を提出せず、落札した案件について技術者が配置できない等の理由により契約を辞退したときは、「大磯町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定により、不誠実な行為に該当するものとして指名停止を行うこととなるので、十分注意すること。

7 開札の日時及び場所

「工事概要書」のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の中止等に関する事項

談合その他不正行為に関する情報等があったとき、その他町長が特に必要と認めたときは、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、当町は、入札参加希望者が受けた損失について一切の責めを負わない。

10 落札保留について

設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が1,000万円以上の工事に係る案件の入札は、「大磯町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する試行要領」による積算疑義申立ての対象となるため、開札後直ちに落札者の決定をせず、入札参加者に対して、疑義申立ての回答を完了するまで落札者の決定を保留する旨を宣言し、かつ、調査終了後、落札者を決定した上、その内容を入札参加者に対して通知することを告げて入札を終了するものとする。

11 低入札価格調査制度の適用について

この入札に係る案件は、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が5,000万円以上のものであるため、大磯町低入札価格調査制度要綱（平成26年大磯町告示第143号）第2条の規定により低入札価格調査制度が適用されることを受け、調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとする。この場合における入札等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- ・ 調査基準価格に達しない価格（以下「低入札価格」という。）をもって入札をした者（失格基準価格に達しない価格をもって入札をした者を除く。以下同じ。）があるときは、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上、その内容を入札参加者に対して通知する。
- ・ 低入札価格をもって入札をした者は、町長の求めに応じ、事情聴取及び資料提供に協力しなければならない。
- ・ 低入札価格をもって入札をした者は、調査の結果、最低の価格をもって入札をした者であっても落札者とならない場合がある。また、最低の価格をもって入札したものが2者以上いる場合は、かながわ電子入札共同システムによるくじ引きにより低入札価格調査対象者を決定する。
- ・ 失格基準価格に達しない価格をもって入札した者は、失格となる。
- ・ 低入札価格調査の結果、適正に履行することが可能と判断された場合、契約を締結するものとする。

12 契約

- ・ 落札者は、契約の締結前に当町が別に指示する書類を提出すること。
- ・ 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要するものとし、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- ・ 原則として、電子契約により契約を締結すること。

13 契約保証金に関する事項

大磯町契約規則の規定による。

14 その他

前各項に定めるもののほかは、大磯町契約規則等の規定による。

15 問合せ先

大磯町 政策総務部 財政課 管財係

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

電話0463-61-4100 内線217・218

FAX0463-61-1991